



## 『とちぎの元気な森づくり県民税』 を導入しています

県民の皆様から年間700円をご負担いただき、荒廃した森林の整備や、木を使うことの大切さの普及啓発など、大切な森林を次の世代へ引き継ぐために活用しています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 栃木県北環境森林事務所

☎0287-23-6363

# 農業委員会だより

## 農地法等に係る申請締切日 および農業委員会総会 開催日が変わりました

平成28年4月1日に改正農地法が施行され、農地転用制度の事務手続きが変わりました。

それに伴い、平成28年4月から各種申請書の締切日および農業委員会総会の開催日が次のとおり変更されましたのでお知らせします。

### ○申請締切日

変更前 毎月10日

変更後 毎月月末

### ○農業委員会総会日

変更前 毎月30日

変更後 毎月20日

申請にあたっては、申請書の記載方法や添付書類等について、農業委員会にご相談ください。

特に農地転用の許可を受けようとする場合には、申請内容によっては許可ができない場合がありますので、あらかじめ農業委員会にご相談ください。

## 農地転用許可の権限の 区分が変わりました

平成28年4月1日に栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例が改正され、農地転

用許可の権限の区分が変わりましたのでお知らせします。

### ○那須町農業委員会

変更前 2 ha以下の転用許可

変更後 4 ha以下の転用許可

### ○栃木県知事

変更前 2 ha超の転用許可

変更後 4 ha超の転用許可

## 農地改良の基準が 変わりました

農地改良とは、土地所有者または耕作者が農地の保全または利用の増進といった農業経営の改善を目的として、農地改良する農地以外から土を搬入して盛土または掘削等を行うことにより、農地の形質を変更する行為をいいます。

農地の改良行為であっても、大規模なものや長期間にわたる場合には、相当期間農地が耕作の用に供されず、また、周辺農地等に与える影響も懸念されることから、あらかじめ農業委員会と協議を行い、内容によっては農地転用（一時転用）の許可を受ける必要があります。

平成28年4月から、農地転用（一時転用）の許可を受けることとなる基準が変わりましたのでお知らせします。

○農地が耕作の用に供されない期間

変更前 3ヶ月以内  
変更後 6ヶ月以内

○盛土または掘削の対象となる農地の面積

変更前 1,000㎡未満

変更後 3,000㎡未満

これらの基準を超える場合、農地転用（一時転用）の許可を受ける必要があります（基準内の場合には、農業委員会との協議のみで改良行為が実施できます）。

この他にも条件がありますので、農地改良を計画されている場合には、農業委員会へご相談ください。

## 違反転用は罰せられます

違反転用等をした土地所有者または事業者に対しては、原状回復命令や罰金等の罰則があります。

転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合（違反転用）や、許可を受けずに無断で農地を転用した場合（無断転用）には、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）という罰則の適用もあります。

### ▼問合せ 農業委員会事務局

☎72-6925

## 国が支える。安心が大きくなる。 老後の備えは「農業者年金」で安心！

お問い合わせは、農業委員会事務局・JAなすの各支店にお尋ねください。

那須町農業委員会事務局 72-6925

那須野農業協同組合 那須支店 72-6111

高久支店 64-1122

伊王野出張所 75-0004

## 農地法に関する申請締切日 および農業委員会総会の予定

申請締切日	総会日
平成28年5月31日	→平成28年6月20日
平成28年6月30日	→平成28年7月20日
平成28年8月1日	→平成28年8月22日
平成28年8月31日	→平成28年9月21日

(9月分まで記載)